

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年3月3日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 渡辺元
同 中野信吾

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 企画調整部 男女共同参画センター、情報企画課
農林部 農政課、地方卸売市場管理事務所
議会事務局 総務課、議事課
- (2) 監査の期間 令和3年1月5日から令和3年2月26日まで
- (3) 監査の範囲 令和元年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査委員の除斥

渡辺元監査委員及び中野信吾監査委員は、議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

- (5) 監査の結果

部課等名	監査の結果
企画調整部 男女共同参画センター 情報企画課	指摘する事項はなかった。
農林部 農政課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市酪農まつり実行委員会の経理事務において、立替払をしているものがあった。
農林部 地方卸売市場管理事務所	指摘する事項はなかった。
議会事務局 総務課 議事課	指摘する事項はなかった。

- (6) 準拠基準 山形市監査基準

- (7) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(8) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。